平成２９年（フ）第１９２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3599番地21
債務者　山中三夫こと　ＹＡＭＡＮＡＫＡ　ＥＤＳＯＮ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２号
千葉県香取郡東庄町羽計2343番地22
債務者　井上　秀行
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第２９１号
大阪府岸和田市土生町２丁目14番14号　サザントーク岸和田202号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１－２－1308
債務者　須志田　大
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
大阪府和泉市伯太町１丁目13番50－703号
債務者　清元　江里
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目２番３号　フローラハイツ泉佐野401
債務者　加藤江利子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番47－301号、前住所大阪府四條畷市田原台２丁目７番18号
債務者　中ノ瀬香代
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
大阪府和泉市青葉台３丁目21番３号、前住所大阪府泉南市信達牧野648番地の１ヴィラプルメリア108号
債務者　田宮美佐子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
大阪府岸和田市南町１番３号
債務者　品田　良智
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
大阪府岸和田市本町11番17号　アネーロ岸和田301号
債務者　原雅拡こと　原　　政浩
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
愛媛県八幡浜市松柏丙821番地
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２７８６号
大阪府東大阪市吉原２丁目４番30号
債務者　坊田　和也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８０３号
大阪市生野区中川３丁目１番７号　セントラルマンション二号館　203号室
債務者　土井まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０６号
大阪市鶴見区鶴見４丁目２番５号　サニーハイツ川端　406、前住所大阪市城東区今福東３丁目15番４号　パレス50　110号
債務者　樋口　　始
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２８号
大阪市旭区大宮１丁目８番23－305号
債務者　渡邊　慎吾
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第３８号
千葉県八街市八街ろ145番地305
破産者　小椋　宏隆
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４９７号
最後の住所　川崎市多摩区南生田４丁目19番40－102号
破産者　亡本間敏弘相続財産
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係